

## アフリカ知的財産ニュースレター Vol.33

### はじめに

本号では、ナミビア知的財産法(知財法)の整備について紹介する。ナミビアは南アフリカ、ボツワナ、アンゴラおよびザンビアと国境を接する広大な国であり、複数の重大な模倣事件の舞台となっているという点で重要である。また、南アフリカ最高裁判所の重要な判決にも注目する。同判決は、商標権者が商標使用の問題を極めて真剣に考える必要があることを明らかにしている。さらに、アフリカ産ブランドに関する最近の調査についても述べる。この調査によって、まだアフリカ市場では外国ブランドが支配的だと言うことが判明したが、アフリカ産のブランドが現実に関与力を持ち始めていることも明らかになった。

### アフリカーブランドの現状

「ブランド・アフリカ 100 (Brand Africa 100)」は、アフリカにおけるブランドの現状を伝える年次レポートで、Brand Finance という会社が毎年発表している。このレポートの背後にある意図は、特に電気通信等の分野においてアフリカ産ブランドが国際的なブランドに挑戦し始めている 状況がどの程度進んでいるかを検証することである。調査を実施した会社は、アフリカの経済圏すべてについて各経済圏を代表する国をアフリカ全域から 23 か国選び(これら 23 か国を合わせると、アフリカ大陸の人口と GDP の 75%を占める)、それらの国の消費者について調査を実施している。同レポートが明らかにしたところでは、上位 100 位までに入るブランドのうち 40%を占めるのが欧州のブランドで、次いで北米が 24%、アジアが 19%となっている。製品部門別に見ると、上位 100 位までのブランドを見ると、テクノロジーとエレクトロニクスに関わるブランドが最大勢力となっており、これに次ぐのが消費財、自動車、食品およびスポーツ関連のブランドである。

また、アフリカで最高の評価を受けているブランドの中にアフリカ産のブランドが 17 入っていた。地域別に見ると、西アフリカ(特にナイジェリア)、南アフリカ(特に南アフリカ)、東アフリカ(特にケニア)のブランドが含まれている。

これとは別のレポート(Brand Finance South Africa 50, 2018)の中では、南アフリカのブランドのうち上位 10 位までは、すべて商品ではなくサービスを提供する企業(主として金融および電気通信サービス)によって所有されている。商品のマークが初めて登場するのは第 11 位で、それはビールのブランドである。

2 番目に挙げたレポートには、国家にとってのブランドの重要性に関して有益なアドバイスがいくつか含まれている。それは次のようなものである:「大統領 Cyril Ramaphosa の新たなリーダーシップの下、南アフリカは現在、成長や前進がほとんど(あるいは全く)見られなかった過去 10 年間から脱却する機会を手に入れている。世界は南アフリカを待ってはくれないだろう。中国が証明しているように、経済成長を加速するための一つの方法は、自国産のブランドの開発とそれらブランドへの投資を進めるとともに、国際的なブランドの獲得又は買収を行うことである。」

### アフリカーマドリッド協定議定書に基づく国際商標登録

最近の情勢は、一部のアフリカ諸国においてはマドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)に基づく国際商標登録に関して深刻な問題がまだ存在することを示唆している。しかし、同時に以下のような報告もある。

ルワンダ: ルワンダは現在、同国を指定国とする国際商標登録の審査を行っているようである。

チュニジア: 継続的なモニタリングによると、チュニジア当局が同国を指定した国際商標登録の審査をいまだに実施していない模様である。そのため、チュニジアにおける商標保護を取得する手段として国際

商標登録を利用するのはリスクがある。そのリスクとは、国際商標登録出願が審査されずに不正かつ不当に認可されたという理由で登録に対する異議が提起される可能性があると考えられる。

ケニア:ケニアの状況もチュニジアと同様に、審査が実施されていない模様である。ケニアにおける商標保護を確保する手段として国際登録制度を利用することはリスクがある。

## モロッコ—電子文書サービス

モロッコ商標局(OMPIC)は2018年5月28日以降、電子版の商標登録証および更新証を発行しており、登録プロセスの迅速化をもたらすと予想される。

## モザンビーク—DIUの提出遅れに対する処罰

モザンビークの商標制度の特徴は、登録上の権利者が5年毎に「使用意思の宣言書」(DIU)を提出する必要があることである。現実の使用を立証する必要はなく、権利者は当該商標を使用せんとする自らの意思を宣言するだけでよいという点に留意することが重要である。DIUが提出されなかった場合、その結果として以下のような事態が発生する:登録はその後有効であるが権利行使不能となり、DIUが最終的に提出されるまで権利行使不能の状態に留まる。しかも、この場合には現実の使用が立証されなければならない。極めて重要なのは、DIUが提出されていない状態で第三者が当該商標の登録取消しを申請した場合、当局はその登録を取り消すことになる、という点である。

また、モザンビークの商標登録局であるIPIは現在、DIUの提出遅滞について罰金を徴収している。この罰金は、提出期限から6か月以内にDIUが提出された場合には通常のDIU手数料プラス50%、6か月を超える遅滞があった場合には通常の手数料の3倍とされている。

## ナミビア—新法

ナミビアの知的財産法が変化しつつある—新たな法律「2012年産業財産法」(以下「新法」という)が2018年8月1日に発効される。制定から施行までに6年の遅れが生じたのは、最近になるまで新法を支える施行規則、必要書類および手数料を当局が公表しなかったからである。こうした状況は、2018年6月1日付のナミビア官報上で公開された「産業財産規則」(以下「施行規則」という)の公布を以て正常化された。

今回の新法および施行規則により、1973年法令第48号「南-西アフリカ商標法」と、1916年法令第19号「特許、意匠、商標および著作権に関する法律」(これらを以下「旧法」と総称する)および旧法に基づき採択された規則は廃止されることになる。新法および施行規則の最も重要な変更点の一部を以下に示す。

### 商標

商標:新法は、「商標」という語について広い解釈を採っている。視覚的に表示することのできる標識であれば商標として認められる可能性があり、図案、名称、署名、言葉、文字、数字、図形要素、形状、色、商品容器、又は以上の標識の組合せが商標に含まれることとなった。これは大きな進歩である。旧法には形状や色への言及は存在しなかった。この定義が一連の非伝統的商標の保護を可能にする可能性がある。

識別力:旧法の下では、商標登録簿はパートAとパートBに分割されており、パートAには識別力を有する商標が、パートBには使用を通じて登録適格となった商標が登録されていた。この区分は新法によって廃止された。新法の下で登録適格とされるためには、商標は出願の時点で本来的に識別力を有しているか、使用の結果として識別性を獲得していなければならない。

多区分出願:新法の下では商標の多区分出願も可能になっている。

優先権:新法の下では商標出願について優先権を主張することが可能である。パリ条約に基づく優先権に関して、旧法には明示規定が存在しなかった。

周知商標:新法は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」の第6条の2に従い、ナミビアで登録されていない外国の周知商標についても保護を認めている。

希釈:周知の登録商標について、新法は希釈に対する保護を導入している。このような商標登録の権利者は、あらゆる商品又はサービスに関して当該商標と同一又は類似の商標がナミビア国内で使用・登録されるのを阻止することができるようになる。

防衛標章:防護標章の登録—商標の使用が意図されていない商品又は役務に関する周知商標の保護形態—is、新法の下では認められない。ただし、既存の防護標章の登録は今後も有効である。

団体商標:証明商標は旧法においても認められていたが、新法によって団体商標が新たに追加された。今後、地名その他の原産地表示は証明商標又は団体商標のいずれかとして登録可能となる。

共有権:共有権の問題は新法の中で幅広く扱われている。共有権をめぐる紛争、共有権の登録、更新、侵害訴訟に関して具体的な手続が定められている。旧法は共有権の問題について全く規定を設けていなかった。

担保権設定:新法は、担保権設定証書により登録商標に担保権を設定することを認めている。

不使用:不使用による登録取消に要する不使用期間は、5年から3年に短縮された。今後、登録日から連続3年間使用されなかった商標の登録は、登録簿から抹消される可能性がある。登録抹消の申請は誰でも行うことができる。

ARIPO:ARIPOの「標章に関するバンジュール議定書」—1件の基礎出願を通じて複数のアフリカ諸国に商標を登録できる指定国制度—is 1997年3月6日付で発効した。ナミビアはバンジュール議定書に加入している。しかし、ナミビアを指定国としたARIPO商標登録の有効性については疑念が存在していた。ナミビアがバンジュール議定書を「国内法化」していなかったためである。別の言い方をすれば、ナミビアはこの条約を明示的に国内法に導入していなかったが、いわゆる「コモンロー国家」では国際条約は国内法に明示的に導入される必要がある。ナミビアにおけるARIPO商標登録の有効性に関する上記の疑惑は、新法によって払拭された。新法はARIPO登録に由来する権利を明示的に認めている。

マドリッド・プロトコル:2004年以来、ナミビアは「商標の国際登録に関するマドリッド協定」および「マドリッド・プロトコル」の締約国となっている。ナミビアはマドリッド・プロトコルを自国の国内法の中に正式に導入していないため、ナミビアを指定国とする国際登録の有効性に関して疑念が存在していた。特に、それらの登録は審査もされず、異議申立のために公告されることもなかった。新法は、ナミビアを指定国とした国際登録が有効であることを明示的に確認している。しかし、2018年8月1日より前に出願された国際登録に関する問題は、新法の中では扱われていない。その結果として、ナミビアがマドリッド・プロトコルに加入していなかった時期に出願されたという理由で最終的に取消を訴えられる対象となりうる既存の国際登録は、相当数に達する可能性がある。また、ナミビアが所定の18か月以内に国際登録の指定を審査することが可能か否かという点も判然としない。それが不可能であるならば、国際登録の指定が今後も異議に対する脆弱性を持ち続けるという事態も起こりうると予測される。

産業財産裁判所:新法は、産業財産裁判所の設立を定めている。この裁判所は、登録官からの控訴の処理を担当することになる。今後、商標侵害訴訟は産業財産裁判所に提起されることを要する。同裁判所の判断に不服がある場合には、ナミビア高等裁判所に上訴する権利が認められる。

特許および意匠

新法は、特許および意匠に関するナミビアの法を全面的に改定・刷新し、現代の知的財産法に合致するものになっている。新法の目立った特徴は以下のようなものである。

新規性: 特許と意匠の両方について、絶対的新規性の要件が存在する。

審査: 新法は、特許出願および意匠出願の実体審査を要求している。

開示: 特許出願が生物資源又は生物資源関連の先住民の知識又は伝統的知識に由来するか、それらを用いて開発されたものである場合、出願人がその旨を開示することが新法により要求される。

有効期間: 特許期間は 20 年とされているが、意匠登録の有効期間は 15 年のままである。いずれの場合も、毎年 of 更新料の納付が条件となる。旧法の下で付与された特許および登録された意匠の有効期間と更新期限は、今後も従来と同じである。

国際協定: 新法は、ARIPO、特許協力条約(PCT)、ハーグ協定等の国際条約の文言に定められたナミビアの義務を承認している。

公定料金: 公定手数料は大幅に引き上げられた。

### **南アフリカー不使用に基づく登録取消訴訟では明瞭な証拠を要求**

南アフリカ最高裁判所(SCA)は最近、Morris Material Handling Limited v Morris Material Handling SA (Pty) Ltd の事案において、商標の不使用に基づく登録取消に関する判決を 2018 年 5 月 25 日付で言い渡した。この判決は、商標権者が商標の使用を非常に重大視することを裁判所が要求しているという点を明らかに示すものであった。これは、以下の事項に関して商標権者は抜け目なく立ち回る必要があるという警告であると考えられる。

- ・使用に関する記録の保管
- ・使用に関する証拠の提出
- ・所有権の問題に関して登録に最新の情報が記載されているか否かの確認

この訴訟は、原告の Morris が南アフリカで有していた第 7 類および第 11 類の商標登録に関わるものであった。これらの登録は Morris Material Handling Limited という名称の英国企業に帰属していた。商標の不使用を理由として登録取消を訴える申立が提起された時点で、Kronecranes SA という名称の南アフリカ企業による当該商標の使用を示す証拠が提出された。この Kronecranes SA による使用は、当該商標に関わる取引の推進を目的とした使用、又は(最近の南アフリカの判決で使用された文言を借用するならば)「当該商標が付された商品に関わる取引の確立、創出又は推進を目的とする」使用であるという意味で、真正にして十分なものであったと裁判所から認められた。—参照判例: Westminster Tobacco (Cape Town and London) (Pty) Ltd v Philip Morris Products SA (2017) All SA 389 (SCA).

しかし、この使用は、登録抹消の申立に打ち勝つに十分なものではなかった。その使用が登録上の権利者に関係していることが立証されていなかったからである。登録上の権利者が特定の時点で Morris に関するいくつかの登録(南アフリカの登録を含む)を第三者に譲渡したのではないかという示唆がなされていた。さらに、登録上の権利者が Kronecranes という名のフィンランド企業(この会社はイギリスと南アフリカに子会社を持っているようだ)に吸収されていたのではないかという示唆もあった。しかし、このどちらについても明白な証拠は存在していなかった。

今回の判決では、提出された証拠は「茫洋として曖昧」であると同判事は説明し、「Morris の商標を南アフリカ国内で使用したのがいったい誰なのか、皆目見当がつかなかった」と述べた。さらに続けて次の

ように述べている:「グループ全体が持つ様々な側面の間関係性を明らかにする情報を裁判所に提出しようという試みや、これら企業が現在どのように事業を展開しているかを説明しようとする試みは、全くなされなかった」。登録上の権利者が「クレーン製造やクレーンの取引を続けているとか、商業活動を行っているとかの事実を示す証拠が存在せず…権利者がまだ Morris のブランドでクレーンを生産しているのかどうか、親会社の Konecranes Plc に合併されたのか否かも我々には分からなかった」。実際のところ、裁判所が要求する情報の提出は「一切なされなかった」のであり、「これほどの規模の企業ではそのような事案に関する情報の記録は正式な契約書の中に記載されている」はずであるから、このような懈怠には弁明の余地がない。

SCA は長年にわたり、きわめて明白な証拠の提出を要求すると述べてきており、有名な商標「Gap」が絡んだ不利用訴訟として有名な A M Moola Group Ltd and others v Gap Inc and Others 2005 (6) SA 569 (SCA) の事案において、同裁判所は、「意図的なごまかしの匂いがするほどに曖昧であると同時に矛盾してもいる…問題は、グループのルーズな構造にあり…グループは、企業としてのアイデンティティを無視する嫌いがあるように思われる」と証拠を却下している。「New Balance」の商標が絡んだ別の不利用訴訟、Athletic Shoe Inc v Dajee and Others (2012) ZASCA 3 の判例では、SCA は「最低限要求されるのは明白で曖昧さのない事実証拠である」と述べている。

南アフリカの商標登録を有する権利者に対するメッセージは次のようなものであると考えられる: 不利用を理由として登録取消が訴えられた場合、裁判所は、南アフリカにおいて当該商標を権利者がどのように使用していたかに関して、十分かつ明白な証拠の提出を要求するだろう。過去になされた使用が登録上の権利者以外の企業による使用である場合、当該企業と権利者との関係を明解に説明する必要があるだろう。以上の提出や説明がなされなかった場合、権利者の登録は抹消されることになる。

[特許庁委託]  
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 33

[著者]  
Spoor & Fisher  
  
patents • trade marks • copyright

[発行]  
日本貿易振興機構 ドバイ事務所  
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,  
U.A.E.  
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp



JETRO  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2018年8月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。